

男女共同参画センター東部館・城東スポーツセンター
複合施設の維持管理に関する協定書

市民局（以下「甲」という。）、ゆとりとみどり振興局（以下「乙」という。）は、男女共同参画センター東部館・城東スポーツセンター複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営について、次のとおり協定を締結する。

（管理区分）

第1条 複合施設の管理区分は、別紙のとおりとする。

ただし、複合施設の管理上問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙（以下「甲等」という。）が協議するものとする。

（複合施設の維持管理）

第2条 専用部分については、管理区分に応じ、各々が維持管理するものとする。

ただし、共用部分の管理及び共同して実施することが合理的かつ経済的であると考えられる管理業務（以下「共同管理業務」という。）については、甲等及び甲等が運営管理を代行させる指定管理者または甲等が管理運営を委託する団体（以下「管理者等」という。）が共同で実施するものとし、その事務分担及び経費の分担方法については、別途、管理者等の間で覚書を締結するものとする。

（共同管理業務）

第3条 前条ただし書きの共同管理業務の区分及び範囲は、別紙のとおりとする。

（協議）

第4条 この協定書に定めのない事項または疑義の生じた事項若しくは変更を必要とする事項については、その都度、甲等が協議のうえ決定するものとする。

（その他）

第5条 本協定の締結により、平成10年2月20日付けで甲等が締結した「城東スポーツセンター・女性いきいきセンター東部館維持管理に関する協定書」は、平成17年10月4日付で廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲等が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成17年10月4日

甲 市民局長

乙 ゆとりとみどり振興局長

別 紙

複合施設の管理区分（詳細は別紙図面のとおり）

施設名称	男女共同参画センター東部館	城東スポーツセンター
主管局	市民局	ゆとりとみどり振興局
延床面積（㎡）	3, 0 9 2. 3 4	4, 0 4 4. 2 1
共同管理業務にかかる 経費按分比率	4 3 %	5 7 %
共用部分	建物周辺部 ：玄関ポーチ、自転車置場、駐車場、ごみ置き場、植栽 地下1階 ：機械室、発電機室、電気室、受水槽ポンプ室 1階 ：エントランスホール R階の一部	

共同管理業務の区分・範囲

業務区分・範囲	内容
電気需給契約	甲、乙が協力して実施する。
水道需給契約	
植栽の灌水	甲、乙が協力して実施する。
防火管理（消防に関する監督官庁への諸届出、防災訓練の実施を含む）	甲、乙が協力して実施する。 ただし、共同防火管理協議会代表者及び統括防火管理者は、甲の管理する施設の管理者等が担当する。
自家用電気工作物の管理	点検業務の立会いなど日常的な業務については、甲、乙が協力して実施する。 電気主任技術者または電気設備の保安業務担当者との連絡責任者は甲が定める。点検結果等に係る記録の保管については、甲または甲の管理する施設の管理者等が担当する。
簡易専用水道の管理	甲、乙が協力して実施する。管理責任者は乙が設置する。
建物管理に関する法的義務	甲、乙が協力して実施する。 建物台帳（専用部分を含む改修工事等の書類、図面、関係資料を含む）の保管は乙が行う
その他 建物に係る監督官庁への届出	甲、乙が協力して実施する。 なお、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者は甲が設置する。
建物・設備に関する法定点検、保守作業	
共用部分（躯体、外壁、屋上及び電気・給排水等の建築設備）に係る補修工事等の実施及び経費分担	実施方法については甲、乙が協議のうえ決定し、経費については上記の経費按分比率を元に分担する。

駐車場の管理		甲、乙が協力して実施する。
清掃	建物周辺、屋上 エントランスホール	甲、乙が協力して実施する。
	駐輪場	
	ごみ置き場	